

2025年3月17日

お客様各位

豊橋商工信用組合

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

2014年10月1日から2015年9月30日までの間に最終異動日等のあった預金等を2026年3月17日※までに預金保険機構に納付します。当該納付の日において当該預金等に係る債権は消滅しますが、預金者等であった方は、豊橋商工信用組合を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭の支払いを請求できます。

尚、本件に関する詳細は、お取り扱いの店舗までご照会ください。

以上

※法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

公告中断についての追加公告

1. 公告中断日時
令和7年3月17日午前0時00分から午前9時50分まで
2. 公告中断理由
公告掲載時間において、サーバメンテナンスのため公告を中断しました。

以上